

消防予第373号
平成30年6月1日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

】 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防用設備等の点検要領の一部改正について（通知）

消防用設備等の点検については、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）により運用いただいているところですが、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式の一部を改正する件」（平成30年消防庁告示第12号。以下「点検基準」という。）の公布等に伴い、点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

点検要領の別添の一部を次のように改正する。

「第24 非常電源（自家発電設備）」を本通知別添1のとおりに改める。

「第33 特定小規模施設用自動火災報知設備」を本通知別添2のとおりに改める。

「第35 複合型居住施設用自動火災報知設備」を本通知別添3のとおりに改める。

なお、別紙については点検要領の一覧であり、下線のあるものが今回一部改正した点検要領であること。また、参考資料として新旧対照表を添付するので、執務上の参考とされたい。

消防庁予防課設備係
担当：四維、祝迫
TEL：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

消防用設備等の点検要領

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管（共同住宅用連結送水管）
- 第21 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源（非常電源専用受電設備）
- 第24 非常電源（自家発電設備）
- 第25 非常電源（蓄電池設備）
- 第25の2 非常電源（燃料電池設備）
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備
- 第30 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第31 共同住宅用自動火災報知設備
- 第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 第34 加圧防排煙設備
- 第35 複合型居住施設用自動火災報知設備
- 第36 特定駐車場用泡消火設備

運転性能	原動機にガスタービンを用いる自家発電設備以外のものについて、負荷運転又は内部観察等を実施すること。ただし、製造年から6年を経過していないもの又はこの点検を実施してから6年を経過していないものであって、別添2に示す運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合を除く。		
	負荷運転	擬似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。	<p>ア 運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。</p> <p>イ 運転中の記録はすべて製造者の指定値範囲であること。</p> <p>※(ア) 擬似負荷装置の設置については、容量、設置場所、仮設給排水方法、仮設ケーブル敷設、危険標識設置、監視員の配置等について、電気主任技術者及び防火管理者と十分打合せを行って実施すること。</p> <p>(イ) 負荷運転前の確認事項 負荷運転前に、設備全般にわたり次の事項を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 機器点検における始動試験の始動前の確認事項 b 当該点検項目以外の項目で確認された不備事項が改善されていること。 <p>(ウ) 負荷運転後の確認事項 a 負荷運転の終了後は、スイッチ、ハンドル、弁等の位置が自動始動運転待機状態になっていることを確認すること。</p> <p>b 消費した燃料、冷却水が補給されることを確認すること。</p>
	内部観察等	過給機を取り外し、コンプレッサ翼及びタービン翼並びに排気管内部等を観察する。過給機が付いていない場合は、排気管に接続されている可とう管継ぎ手等を取り外して排気管内部等を確認する。	<p>ア コンプレッサ翼及びタービン翼に運転に支障を及ぼすじんあいや燃焼残さ物等が付着していないこと。</p> <p>イ コンプレッサ翼及びタービン翼に損傷や欠損がないこと。</p> <p>ウ 排気管や排気ダクトの内部に運転に支障を及ぼす未燃燃料や燃焼残さ物等が付着していないこと。</p> <p>※異常がある場合には清掃等により除去すること。</p>
		燃料噴射弁を取り外し、作動させて、噴射状態、噴射圧力を確認する。	<p>燃料噴射弁の試験器を用いて以下を確認すること。</p> <p>ア 燃料噴射弁の開弁圧力が製造者の指定値範囲内であること。</p> <p>イ 噴口に詰りがなく、燃料噴霧が均一で微細に霧化されていること。</p> <p>ウ 燃料噴射弁先端から液垂れがないこと。</p> <p>※異常がある場合には開弁圧力の調整、清掃等を行うこと。</p>
	シリンダヘッド又は燃料噴射弁を取り外し、シリンダ摺動面等の内部を確認する（燃料噴射弁を取り外して確認する場合は、内視鏡等を用いる）。		シリンダライナ摺動面に運転に支障を及ぼす損傷や摩耗がないこと。
	オイルパン等から潤滑油を必要量抜き取り、潤滑油の成分に異常のないことを確認する。		「動粘度」、「燃料希釈分」、「塩基価」、「金属成分」、「水分」等が、製造者の指定値範囲内であること。

		<p>※指定値範囲外の項目がある場合には、異常がある部位に清掃、修理、交換等の必要な措置を講ずること。</p>
	<p>冷却水ドレインコック等から、冷却水を必要量抜き取り、冷却水の成分に異常のないことを確認する。(水冷式内燃機関に限る。)</p>	<p>「PH (ペーハー)」、「全硬度」、「電気伝導率」、「蒸発残留物」等が、製造者の指定値範囲内であること。 ※指定値範囲外の項目がある場合には、異常がある部位に清掃、修理、交換等の必要な措置を講ずること。</p>
切替性能	<p>運転切替性能 (電力を常時供給する自家発電設備に限る。)</p>	<p>次の操作により確認する。 (1)「試験スイッチ」等により、停電と同じ状態を発生させる。 (2)常用運転から、非常用運転に切り替わるまでの時間(切替時間)を測定する。</p>
	<p>目視及び次の操作により確認する。 (1)「試験スイッチ」等により、復電と同じ状態を発生させる。 (2)非常用運転から、常用運転に切り替わることを確認する。</p>	非常用運転から常用運転への切り替えが確実に行えること。
	<p>蓄電池切替性能 (自家発電設備から電力を供給するまでの間、蓄電池設備から電力を供給するものに限る。)</p>	蓄電池設備から、自家発電設備に切り替わることを確認する。
	<p>始動用燃料切替試験 (始動用燃料を用いるものに限る。)</p>	<p>始動用燃料から、通常の燃料に切り替わることを確認する。</p> <p>燃料供給が自動的に始動用燃料から通常の燃料に切り替わること。</p>

(別添1)

運転性能の維持に係る予防的な保全策（参考例）

非常電源（自家発電設備）の交換・整備履歴表

作成	年月日	平成 30 年 4 月 30 日		所属会社	社名 ○○○○○株式会社			
	氏名	予防 太郎			住所			
自家発電設備製造年月		平成 26 年 4 月 30 日		TEL 03-0000-0000				
設備名等	原動機	製造者名 ○○○○○株式会社		発電機	製造者名 ○○○○電機株式会社			
		型式等 ABC-3 型			型式等 SDUR-999			
区分	部品等	製造者の 交換（点検） 推奨年数	前回の 交換（点検） 年月	今回の 交換（点検） 実績	今回の 交換・整備の内容			
自家発電装置	原動機潤滑油	1	H29. 4	○	金属粉混入の分析結果により 交換			
	発電機軸受潤滑油	2	H28. 4	○	交換			
	冷却水	2	H28. 4	○	交換			
	燃料フィルター	1	H29. 4	○	交換			
	潤滑油フィルター	1	H29. 4	○	交換			
	給気フィルター	4	H29. 4	—	清掃			
	冷却ファン駆動用 Vベルト	4	—	○	ひび割れ、伸びにより交換			
	ゴムホース	4	—	○	交換			
シリアル材	燃料、冷却水、 潤滑油系統	4	—	○	交換			
	給気、排気配管	4	—	○	交換			
	外箱の扉、 給油口等	4	—	○	交換			
制御装置	始動用蓄電池	6	—	—	内部抵抗確認、電解液補充			
	PLC 用電池	6	—	—				
始動補助装置	予熱栓	(1)	(H29. 4)	(○)	目視確認			
	点火栓	—	—	—	該当なし			
	冷却水ヒータ	(1)	(H29. 4)	(○)	温度確認、断線確認			
	潤滑油プライミング ポンプ	(1)	(H29. 4)	(○)	機能確認			
備考	整備・点検 実施年月	氏名 及び 資格						
	H26. 4	予防 太郎 消防設備点検資格者 第 1 種 No.999999990、○○技術資格者 No.99999						
	H27. 4	予防 一郎 消防設備点検資格者 第 1 種 No.999999991、△△資格者 No.11111						
	H28. 4	予防 二郎 消防設備点検資格者 第 1 種 No.999999992、××専門資格者 No.22222						
	H29. 4	予防 太郎 消防設備点検資格者 第 1 種 No.999999990、○○技術資格者 No.99999						
	H30. 4	予防 太郎 消防設備点検資格者 第 1 種 No.999999990、○○技術資格者 No.99999						

(別添2)

「運転性能の維持に係る予防的な保全策」

運転性能の維持に係る予防的な保全策とは、1に掲げる項目を1年ごとに確認し、かつ、2に掲げる部品を標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（製造者が設定する推奨交換期間等）以内に交換することをいう。

1 確認すべき項目

- (1) 自家発電設備に予熱栓が設けられている場合
予熱栓の発熱部に断線、変形、絶縁不良等がないこと。
- (2) 自家発電設備に点火栓が設けられている場合
 - ア 電極の異常な消耗がないこと。
 - イ プラグギャップ値が製造者の指定値範囲内であること。
 - ウ 異常なカーボンの付着がないこと。
- (3) 自家発電設備に冷却水ヒータが設けられている場合
 - ア 冷却水ヒータケース外周又は近傍の配管等に触れ、その他の部位より温度が高いことを確認すること。
 - イ テスターにて冷却水ヒータの断線等の有無を確認すること。
- (4) 自家発電設備に潤滑油プライミングポンプが設けられている場合
潤滑油プライミングポンプが正常に作動していることを確認すること。

2 交換すべき部品

- (1) 潤滑油
- (2) 冷却水
- (3) 燃料フィルター
- (4) 潤滑油フィルター
- (5) ファン駆動用Vベルト
- (6) 冷却水用等のゴムホース
- (7) 燃料、冷却水、潤滑油、給気、排気系統や外箱等に用いられるシール材
- (8) 始動用の蓄電池